
「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

日証協 平成 21 年 6 月 22 日

本協会の会長その他の候補者の推薦を行う人事推薦合同委員会について、その構成を見直すため、「人事推薦合同委員会規則」の一部を改正した。

本規則改正は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 21 年 6 月 22 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

人事推薦合同委員会は、人事推薦合同委員会規則の一部改正（平成 21 年 4 月 23 日施行）により会長、自主規制会議人事推薦委員会委員、証券戦略会議人事推薦委員会委員及び総務委員会委員長で構成されている。

現在の規定では、自主規制会議及び証券戦略会議それぞれの人事推薦委員会の委員全員が人事推薦合同委員会の委員に就任することになっており、この委員構成を維持する場合、同一のグループ会社から複数の委員が就任する可能性があることから、今般、両人事推薦委員会から就任する人事推薦合同委員会の委員数を調整するため、「人事推薦合同委員会規則」の一部を改正する。

2. 改正の骨子

- (1) 人事推薦合同委員会を構成する者のうち、自主規制会議人事推薦委員会又は証券戦略会議人事推薦委員会から就任する者は、自主規制会議人事推薦委員会又は証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する。（第 3 条）
- (2) 自主規制会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長が選任する。（第 3 条の 2 第 1 項）
- (3) 証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する委員は、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長が選任する。（第 3 条の 2 第 2 項）

3. 施行の時期

平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 21 年 6 月 22 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p style="text-align: center;">第 2 章 人事推薦合同委員会</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第 10 条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者、第 14 条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する者及び総務委員会委員長を委員として構成する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(委員)</p> <p>第 3 条の 2 前条第 1 項に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する委員は、自主規制会議の同意を得て、自主規制会議議長がこれを選任する。</p> <p>2 前条第 1 項に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者のうちから選任する委員は、証券戦略会議の同意を得て、証券戦略会議議長がこれを選任する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 人事推薦合同委員会</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第 10 条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者、第 14 条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者及び総務委員会委員長を委員として構成する。</p> <p>2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事（自主規制会議議長を除く。）会員理事（証券戦略会議議長を除く。）会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。</p> <p>3 人事推薦合同委員会は、前項に定める推薦のうち、会員監事及び常任監事の候補者については、監事会が同意した者を推薦するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>